

## 公告

令和 5年 4月 10日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

### 記

#### 1 公募型プロポーザルに付す事項

##### (1) 業務名

豊橋市こども若者総合相談支援センター支援担当業務

##### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。なお、プロポーザル参加者の提案により業務が追加される場合は、その内容を仕様書に反映する。

##### (3) 委託期間

令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

##### (4) 業務場所

豊橋市松葉町三丁目1番地（豊橋市こども若者総合相談支援センター内）および豊橋市の指示する場所

##### (5) 契約上限金額

下記に掲げる金額を上限とし、これを超えた提案は失格とする。

金72,792千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 金18,198千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 金24,264千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度 金24,264千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 金6,066千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 不登校、ニート、ひきこもりなど、社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者及びその家族を対象とした相談業務や類似する業務の活動実績が1年以上あること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限日までに、令和4・5年度豊橋市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 共同事業体においては、当該事業体を構成する団体間で締結した協定書を有し、代表団体が明確であること。また、当該共同事業体の構成団体は、(2)及び(4)から(7)の要件をすべて満たし、かつ構成団体のうち代表団体は(1)の要件も満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同事業体の構成団体になることはできないものとする。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (6) 公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-0897

愛知県豊橋市松葉町三丁目1番地 豊橋市子ども未来部子ども若者総合相談支援センター

電話：0532-51-2327

ファックス：0532-21-9088

電子メールアドレス：[kodomo-sougou-center@city.toyohashi.lg.jp](mailto:kodomo-sougou-center@city.toyohashi.lg.jp)

#### (2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市子ども未来部子ども若者総合相談支援センターホームページ

豊橋市子ども若者総合相談支援センター支援担当業務プロポーザルについて

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54421.htm>

#### (3) プロポーザル参加意向申出書

##### ア 提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時必着

##### イ 提出場所

(1) に同じ

##### ウ 提出部数

1部

##### エ 提出方法

持参（祝日・休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

##### オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

#### (4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和5年5月19日（金）午後5時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（祝日・休日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市こども若者総合相談支援センター支援担当業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

書面、プレゼンテーション等による審査

日程 令和5年5月下旬～6月上旬

詳細な日時、場所及び留意事項等については令和5年5月24日（水）までに別途通知する。

5 注意事項

（1）提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）その他詳細は、「豊橋市こども若者総合相談支援センター支援担当業務プロポーザル実施要領」による。